

点検評価表（県出資25%未満の財団法人等）

1 団体の概要（平成31年4月1日現在）

団体名	一般財団法人 静岡県勤労者信用基金協会		
所在地	静岡市葵区黒金町5-1	設立年月日	昭和53年8月1日
代表者	理事長 石塚智昭	県所管課	経済産業部 労働雇用政策課
設立目的（定款）	静岡県下の勤労者、年金受給者及び個人事業主等（以下「勤労者」という。）の信用力を補完する事によって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与する事を目的とする。		
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		
団体ホームページ	-		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県労働金庫	530,000	5.3%
静岡県	300,000	3.0%
市町(23市、12町)	182,857	1.8%
労働組合等(1,749団体)	20,617	0.2%
その他	8,926,896	89.6%
基本財産(資本金)計	9,960,370	100.0%

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	7
うち県OB	0	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	18	非常勤職員	0
役員計	19	職員計	7

2 行政施策との関係

(1) 団体活動に係る行政施策の目的

労働者向けの各種施策を行うことで労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

勤労者等が金融機関から融資を受ける場合の当該債務について保証を行い融資を受けやすくすることで、勤労者福祉に係る労働行政を補完し、勤労者等の経済的地位の向上に寄与している。

3 これまでの改革の取組

<p>平成28年度</p>	<p>・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の平成28年度からの適用実施に伴い、当該制度の理解に努めると共に、想定される自然災害等による被災対象者(当協会債務保証者)への対応スキームとして、労働金庫業態が制定した「業態統一対応マニュアル」に沿った対応を行うべく、静岡県労働金庫との間で「自然災害ガイドラインの対応に関する覚書」を締結した。</p>
<p>平成29年度</p>	<p>・広範な勤労者の融資利用ニーズにこたえる為、保証規程の見直しを行い、未組織勤労者に対する融資の債務保証が大幅に増加した。また、福祉事業団体の一員として労福協が取り組む「生活底上げ・共助拡大キャンペーン」にも参画し、静岡県労働金庫が展開する「おまとめスリムキャンペーン」を通して、多くの勤労者の可処分所得向上に寄与した。</p>
<p>平成30年度</p>	<p>・今後の安定した保証業務の継続に向け、長期間入金がない求償債権について時効による償却となる前に、複数のサービサーへの債権譲渡を行うなど、安定した財務基盤の構築に繋がるよう求償債権譲渡手続きを定めた。 ・未組織勤労者の利用促進を図るため、「有担保変動保証料制度」の下限料率撤廃・保証料率の引下げを行った。 ・保証機関として健全な事業継続を目指し、更なる財務の健全性を高めるため、貸倒引当金及び債務保証損失引当金の算出方法を見直した。</p>
<p>令和元年度 (6月時点)</p>	<p>・静岡県労働金庫の融資利用の円滑化を図ることにより、勤労者の生活安定と福祉の向上に寄与していく。 ・信用リスクの高い融資の増加による保証収支の悪化に備え経営基盤の強化を図るため、収支差額変動準備積立資産へ積み増しを行う。</p>

4 実施事業

(単位: 千円 / H30以前は決算額、R1は予算額)

1	事業名	債務保証事業		事業区分	自主事業
	事業費	H28	H29	H30	R1
		281,012	273,746	437,322	456,459
	事業概要	<p>・静岡県下の勤労者等の信用力を補完することによって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>・静岡県下に住所又は勤務先を有する勤労者等が静岡県労働金庫等から融資を受ける場合に、金庫等に対して負担する債務の保証を行う。</p>			
実績等	新規債務保証金額		平成29年度	平成30年度	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	47,010百万円	70,453百万円	74,981百万円	78,434百万円	

2	事業名			事業区分	
	事業費	H28	H29	H30	R1
	事業概要				
実績等					

3	事業名			事業区分	
	事業費	H28	H29	H30	R1
	事業概要				
実績等					

4	事業名			事業区分	
	事業費	H28	H29	H30	R1
	事業概要				
実績等					

5 点検評価（県所管課記載）

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	勤労者等の経済的地位の向上と福祉増進のための融資円滑化には、安定した経営基盤が求められるため、県の出資は必要である。				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	支出なし				
		H28決算	H29決算	H30決算	R1 予算
	県支出額(千円)	—	—	—	—
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	派遣なし				
		H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
	県派遣職員(人)	—	—	—	—

6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

代位弁済する資力を示す代弁能力係数が基準値の1を大幅に上回る57.29であることから、当該法人は健全な経営に取り組んできたと思われる。今後も的確な債務保証の履行等を通じて健全経営を図りつつ、一方で勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進という目的を達成するために必要な債務保証は行い、両者のバランスを図って事業を行っていくことが肝要と考える。

県としては、今後も団体との情報交換を密にし、団体が事業目的に沿って健全経営を確保できるよう経営状況報告等により団体の経営動向を確認していく。